

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第53条の見出し中「電磁的記録」を「電磁的記録等」に改め、同条第6項中「「行わない」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と」を、「第4項中」の次に「「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」を、「第5項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄